報告第１号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和２年３月２７日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

記

項　　目		内　　容
発生日時・場所		令和２年２月２７日　午後１時１０分頃 飛騨市古川町上野地内
事故の概要		職員が駐車場から後進して市道鮎之瀬線に出ようとしたところ、後方確認を怠り赤信号のため上野方面へ向かって停車中の相手側車両の左側に接触し損傷させた。
相手方		[redacted]
相手方損害額 市の過失割合		１５２，６４７円 １００％
損害賠償金		１５２，６４７円
内訳	保険金	１５２，６４７円
	一般財源	０円
専決年月日		令和２年３月２４日　専決第２号